諫早市のわがまち特例一覧

| 対象資産 | 具体的な資産 | 取得時期 | 適用期間 | 諫早市の特例割合 | 根拠法令 |
|---|---|---|---|---|---|
| 下水道除害施設<br>・固定資産税（償却資産） | 公共下水道を使用する者が設置した除害施設で、沈殿または浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置等 | 令和6年5月29日<br>～<br>令和10年3月31日 | 期限なし | 4分の3 | 地方税法附則第15条第2項第5号 |
| 浸水防止設備<br>・固定資産税（償却資産） | 地下街等の所有者または管理者が取得した地下街等における洪水時等の避難の確保及び浸水の防止を図るための設備で、防水板、防水扉、排水ポンプ、換気口浸水防止機 | 平成29年4月1日<br>～<br>令和11年3月31日 | 5年度分 | 3分の2 | 地方税法附則第15条第27項 |
| 汚水または廃液処理施設<br>・固定資産税（償却資産） | 汚水または廃液の処理施設で、沈殿または浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置等 | 令和6年5月29日<br>～<br>令和10年3月31日 | 期限なし | 2分の1 | 地方税法附則第15条第2項第1号 |
| 都市再生事業の公共施設等<br>・固定資産税（家屋・償却資産）<br>・都市計画税（家屋） | 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定事業により新たに取得した緑化施設、通路、駐車場等 | 令和5年4月1日<br>～<br>令和11年3月31日 | 5年度分 | 5分の3 | 地方税法附則第15条第13項 |
| 都市再生事業の公共施設等<br>・固定資産税（家屋・償却資産）<br>・都市計画税（家屋） | 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が特定都市再生緊急整備地域で施行された認定事業により取得した緑化施設、通路、駐車場等 | 令和5年4月1日<br>～<br>令和11年3月31日 | 5年度分 | 2分の1 | 地方税法附則第15条第13項ただし書 |
| 指定避難施設<br>・固定資産税（家屋・償却資産） | 津波防災地域づくりに関する法律で指定された指定避難施設（家屋）、指定避難施設に付属する避難の用に供する設備（償却資産）で、誘導灯、誘導標識、自動解錠装置等 | 平成30年4月1日<br>～<br>令和9年3月31日 | 5年度分 | 3分の2 | 地方税法附則第15条第21項第1号・第22項第1号 |
| 管理協定が締結された避難施設<br>・固定資産税（家屋・償却資産） | 津波防災地域づくりに関する法律で指定された協定避難施設（家屋）、協定避難施設に付属する避難の用に供する設備（償却資産）で、誘導灯、誘導標識、自動解錠装置等 | 平成30年4月1日<br>～<br>令和9年3月31日 | 5年度分 | 2分の1 | 地方税法附則第15条第21項第2号・第22項第2号 |

| 対象資産 | 具体的な資産 | 取得時期 | 適用期間 | 諫早市の特例割合 | 根拠法令 |
|---|---|---|---|---|---|
| 管理協定が締結された避難家屋<br>・固定資産税（家屋） | 津波防災地域づくりに関する法律に基づく警戒区域内において建設が予定されている施設または建設中の施設 | 平成30年4月1日<br>～<br>令和9年3月31日 | 5年度分 | 2分の1 | 地方税法附則第15条第21項第3号 |
| 特定再生可能エネルギー発電設備<br>・固定資産税（償却資産） | 太陽光発電設備（ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備） | 令和8年4月1日<br>～<br>令和11年3月31日 | 3年度分 | 3分の2 | 地方税法附則第15条第24項第1号イ |
| | 風力発電設備 | 令和8年4月1日<br>～<br>令和11年3月31日 | 3年度分 | 3分の2 | 地方税法附則第15条第24項第2号<br>地方税法附則第15条第24項第3号イ |
| | 水力発電設備（5,000kw以上） | 令和8年4月1日<br>～<br>令和11年3月31日 | 3年度分 | 4分の3 | 地方税法附則第15条第24項第4号 |
| | 水力発電設備（5,000kw未満） | 令和8年4月1日<br>～<br>令和11年3月31日 | 3年度分 | 2分の1 | 地方税法附則第15条第24項第1号ロ |
| | 地熱発電設備（1,000kw以上） | 令和8年4月1日<br>～<br>令和11年3月31日 | 3年度分 | 2分の1 | 地方税法附則第15条第24項第1号ハ |
| | 地熱発電設備（1,000kw未満） | 令和8年4月1日<br>～<br>令和11年3月31日 | 3年度分 | 3分の2 | 地方税法附則第15条第24項第3号ロ |
| | バイオマス発電設備（10,000kw未満） | 令和8年4月1日<br>～<br>令和11年3月31日 | 3年度分 | 2分の1 | 地方税法附則第15条第24項第1号ニ |

| 対象資産 | 具体的な資産 | 取得時期 | 適用期間 | 諫早市の特例割合 | 根拠法令 |
|---|---|---|---|---|---|
| サービス付き高齢者向け賃貸住宅<br>・固定資産税（家屋） | 高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅 。固定資産税の減額措置 | 平成27年4月1日<br>～<br>令和9年3月31日 | 5年度分 | 3分の2<br>（減額措置） | 地方税法附則第15条の8第2項 |
| 家庭的保育事業用の固定資産<br>・固定資産税（家屋・償却資産）<br>・都市計画税（家屋） | 児童福祉法に規定する家庭的保育事業の認定を受けた者が直接当該事業の用に供するもの。（利用定員5人以下） | 平成29年4月1日以降 | 期限なし | 2分の1 | 地方税法第349条の3第27項<br>地方税法第702条第2項 |
| 居宅訪問型保育事業の固定資産<br>・固定資産税（家屋・償却資産）<br>・都市計画税（家屋） | 児童福祉法に規定する居宅訪問型保育事業の認定を受けた者が直接当該事業の用に供するもの。 | 平成29年4月1日以降 | 期限なし | 2分の1 | 地方税法第349条の3第28項<br>地方税法第702条第2項 |
| 事業所内保育事業の固定資産<br>・固定資産税（家屋・償却資産）<br>・都市計画税（家屋） | 児童福祉法に規定する事業所内保育事業の認定を受けた者が直接当該事業の用に供するもの。 | 平成29年4月1日以降 | 期限なし | 2分の1 | 地方税法第349条の3第29項<br>地方税法第702条第2項 |
| 緑地保全・緑化推進法人が設置した市民緑地に供する一定の土地<br>・固定資産税（土地）<br>・都市計画税（土地） | 都市緑地法に規定する緑地保全・緑化推進法人が所有しまたは無償で借り受けて設置・管理する土地。 | 平成29年6月15日<br>～<br>令和9年3月31日 | 3年度分 | 3分の2 | 地方税法附則第15条第31項 |
| 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンション<br>・固定資産税（家屋） | マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づくマンションで、都道府県等から助言若しくは指導を受けたマンションまたは管理計画認定マンションで一定の大規模修繕工事を実施したもの。 | 令和5年4月1日<br>～<br>令和9年3月31日 | 工事完了した翌年度分 | 3分の1 | 地方税法附則第15条の9の3第1項 |
| 一体型滞在快適性等向上施設<br>・固定資産税（土地・家屋・償却資産）<br>・都市計画税（土地・家屋） | オープンスペース化した土地（広場、通路等）及びその上に設置された償却資産（ベンチ、芝生等）、建物低層部を改修によりオープン化した家屋（カフェ、休憩所等）。<br>都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が整備した一定の固定資産が対象 | 令和6年4月1日<br>～<br>令和10年3月31日 | 5年度分 | 2分の1 | 地方税法附則第15条第36項 |